

令和5年5月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和5年5月17日 開会

令和5年5月17日 閉会

国見町農業委員会

令和5年5月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君		

1. 欠席委員

10番 井砂秀明君

1. 出席農地利用最適化推進委員

石母田地区担当 斎藤光弘君
貝田・光明寺地区担当 吉田和男君
西大枝・川内地区担当 松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	阿部善徳君
農業委員会事務局主幹	佐藤智昭君
農業委員会事務局係員	東海林八重子君

1. 議事日程

議事日程

令和5年5月17日（水曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の決定について

6 その他

(1) 国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集状況について

(2) 国見町農業委員会候補者評価委員会運営要綱の一部改正について

(3) 次回以降の総会日程について

午後1時25分開会

○事務局 定刻前なのですが、皆さんおそろいですので、これより国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 会長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） 議事録署名人であります。こちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 3番、佐藤武委員、8番、佐藤浩信委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、10番、井砂秀明委員が欠席です。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6号の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） それでは次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（10件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 大変、内容としては何にも異議はないのですが、大変丁寧な資料がついているんですね。これは届出の報告なので、そこまでの資料は添付しなくてもいいのではないかと思うのですよ。その合理性を考えると。次回以降の会議では、もう少し資料を減らした上で報告していただいたほうがいいのかというふうに申し上げたいと思います。

○会長（渋谷福重君） はい。

○事務局 ありがとうございます。今後、それを踏まえて、次回以降の総会の資料をそのような形で提供したいと思います。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号60番の案件について、現地調査の結果を、徳江地区担当八巻信詞推進委員より説明をお願いするところですが、本日都合により欠席ですので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 本日、八巻信詞推進委員が都合で出席できないということでしたので、私のほうから、八巻信詞推進委員から問題なしとの報告を受けておりますことをご報告いたします。

以上であります。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号61番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 5月2日に現地を見てまいりました。貝田地区と光明寺地区なのですが、何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

同じく受付番号61番の案件について、現地調査の結果を高城地区担当、高橋一博推進委員より説明をお願いするところですが、本日都合により欠席ですので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 本日、高橋一博推進委員が都合で出席できないということでしたので、私のほうから、高橋一博推進委員から問題なしとの報告を受けておりますことをご報告申し上げます。

以上であります。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 農地法3条の関係で、この案件については問題ないと思うのですが、農地法第3条のいわゆる第2項の下限面積が去年の農地法の改正で撤廃されるという話になった。今年の4月1日からそれが適用されて、ただ、今まで下限面積というものが設定されていたのが、要するに従事時間等はちゃんと従前どおりなのですけれども、土地取得する面積については今までの大きな改正があったのですね。去年1年間というのは、全然その話も話題になっていないし、大体どのぐらい皆さん認識されているのかなと非常にちょっと不安に感じているのです。

○事務局 下限面積の撤廃の関係につきましては、昨年2月か3月あたりで、多分この場でお話ししているかと思うのですけれども。

○2番（赤坂正弘君） 多分、記憶ですと3月の総会でちらっと事務局のほうで、最後のほうで説明、説明することはないけれども、撤廃になりましたよという話は出たと思うのです。それに対して質問とかそういうのはなかったと思うのです。

○6番（斎藤紀次君） 要するに認識していなくて、だからそのときたまたまいろいろ資料見ていたら、あ、なくなってしまったのだと驚いたことがあったものですから、私ガね。

○2番（赤坂正弘君） ですから、多分、町としても上が撤廃になったから、町の条例も撤廃なのかなと、私からは……

○6番（斎藤紀次君） いや、当然改正が必要なはずなのだよ。あるわけだから。

○事務局 その辺確認いたしまして、もしあれば、次回以降で提起させていただきます。

○6番（斎藤紀次君） ただ、その面積はあくまで法律が基なので、当然それは変えざるを得ないですね。変えるというか、それを適用できないと困るし。

あと、その下限面積がなくなるということは、結局新たに新規就農したいという人間、意欲さえあれば、そんな面積なくたって農家としてやれるという話なので。その辺は住民にも周知することは必要なのではないのかなというふうに思うのですね。

○会長（渋谷福重君） 今回の問題で、〇〇さんですか、〇〇さんに譲るのに、この方は農業ではなかったみたいな感じするのね。だけれども、もう下限も何もなし、これはそっくりいけるような体制なのではないかな。

○6番（斎藤紀次君） そうですね、やる気と能力さえあればね。

○2番（赤坂正弘君） というか、ならば、この人は何になるのですか。農家になるのですか。

○事務局 一応事業計画を添付しているのですけれども。

○2番（赤坂正弘君） 下限面積がなくなったら、だから取得した人は農家になるのでしょうか。

○6番（斎藤紀次君） いや、農家は別ですよ。農業者として、従事時間とか従事日数とか、そういったものは全部今までどおりなので。

○2番（赤坂正弘君） そういうことを事務局は把握しておかなくてはいけないと。

○事務局 一応本人の申請においては、95ページにもあるとおり、営農計画書が一応添付されておりますので。

○8番（佐藤浩信君） これは何、アグリビジネスに来ている人とか、そういうことではないのだよね。

○事務局 ではないです。

○6番（斎藤紀次君） あくまでも新規就農、そういったものをしやすくするための体制なのだと思うのです。そういうことだと思うので、規制が緩和されてきているということなのだろうと思うのですが、いずれにしてもこれはもうちょっと勉強したいなと思う場所です。

○事務局 では、これは次回以降で検討させてもらってよろしいですか。今回ちょっとできないので。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか、それで。

○7番（八島富一君） 買うのはいいのだけれども、管理及び作業方法なんていうのは皆委託したりだの何だのなんて、これまだちょっと理解に苦しむところがあるのだな。地元協力者、農業委員になっているのだ。

○6番（斎藤紀次君） 誰かに頼まれているのかと思ってしまう。

○会長（渋谷福重君） 確かにこの、多分この面積の中には使われていない農地もあるから、そこにこれ、田んぼを起こしてやるのかな。これから植え付けするの。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和夫君） 貝田の滝山、田んぼの田は、これ全然まだ作っていないところなのだよね、今まで。

○会長（渋谷福重君） 山が、荒れたところ。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和夫君） だから、作ってもらならいいかなと思って、まあ、だから何ら問題ないとは言ったのだけれども。全然何年も作っていないところなのだよね。

○会長（渋谷福重君） だからやっぱり全然耕作経験がない人なのだよね。もしかすると、これ、年からいくと、変な話、第2の人生みたいな、自分で少し畑とか田んぼやりながら、ここへ来てやるという考えかな。

○6番（斎藤紀次君） 特定の農業委員の方は、誰かが相談受けているようなケースだったら、ああと思うけれども、実はその誰も相談受けていないで、この名前出されているというのは、決して好ましい話ではないよね。

○会長（渋谷福重君） 地元協力者、農業委員と書いてあって。そうすると、俺が相談受けなければならなくなる。ただ、そこに人が来るよという話は聞いていて、全部買うのだよなんて話は、話には聞いているのですけれども。

○6番（斎藤紀次君） これはちょっと看過できないな、地元協力者。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） まあ、作ってもらえるのだからいいのかなと。

○会長（渋谷福重君） では、どうですか。様子を見るということで、様子を見るというか、今回許可はするのですけれども、やっぱりあえて様子、推進委員とか農業委員の方が何というかこう、見ているというか、どうですかと声かけて、何とかそういう耕してもらえるかで、そんなにということにしたらどうでしょうかね。

○6番（斎藤紀次君） でも、これ実際誰が指導しているのかの確認は必要ではないですか、事前に。別に農業委員ではなくても、農協でもどこでも、とにかく専門家なり何なりの、実際

営農についての助言・指導を受けている人がいるということがあれば、その人の名前を信じて許可もできるのですけれども、今のこの中身だけでいくと、ちょっと私は大変不安に思いますね。

○8番（佐藤浩信君） では、従事するというので、再確認しましょう。

○会長（渋谷福重君） だから〇〇さんに仕事はしてもらうのだけれども、ただ、持ち主がいずれ変わるということだね、この部分だけ。あとの空いている部分は、これから吉田さんなり私が指導するぐらいにして、荒らさないようにしてくださいと。これしか、こういう方法になるのかな。

今みたいな形を取れば、何とか農地を荒らさない形で、今までのやつ名前が変われども進めることができる。

ではよろしいですか。とにかくこれは、これからですけれども、お諮りをしますから。

では、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号2番の案件について、現地調査の結果を石母田地区担当、齋藤光弘推進委員より説明をお願いいたします。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 5月1日に、事務局1名と現地の確認をしてまいりました。説明どおり、何ら問題ないことを確認しておりますので、審議のほどよろしくお願

いたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） 地目に雑種地って、一応一面に植えるという計画なのですか。

○事務局 一応植栽図面が添付されているので、その添付資料が、ちょっと薄くて見えづらいのですが、124ページ。

○6番（斎藤紀次君） いわゆる地目でいうと雑種地ということになるのか、別な地目になるのか分からない、それが疑問なのですけれども。それは林だったら林地、雑種地というか林地、どういうふうになるのか、もしくは、その公園なんかにしたいような話だったら、公園という地目なのか、その辺ちょっとよく分からないのだけれども。それだけの疑問です。

○事務局 今回の許可いただければ、それを基に雑種地という形にしまして、龍雲寺のほうに寄附したいと。龍雲寺としては、宗教法人上、田、地目上の田んぼとか取得できないようになっていますので、それに伴いまして、まず雑種地に地目変更して、それをした上で龍雲寺のほうに寄附したいという計画であるという。

○7番（八島富一君） お寺に寄附するという事。

○事務局 将来的にはお寺さんのほうに寄附したいなという。お寺にある、もともとあったイチョウの木がございまして、その兄弟木という形で、今これから植えようとしていますイチョウの木を兄弟木として寄附したいなど。

○7番（八島富一君） この場所は、今から何年前だけれども、ある方がスモモ作っていなかったかな。これが雑種地になっているのか。畑でなかったか。

○3番（佐藤武君） もともと田んぼです、ここ。もともと田んぼ。

○7番（八島富一君） もともとは田んぼだけれども、その後で。

○3番（佐藤武君） その後作っていません。何年も作ってなくて、あとイチョウの木に変わったと。

○石母田地区担当推進委員（斎藤光弘君） ちょっと補足でいいですか。

○会長（渋谷福重君） はい。

○石母田地区担当推進委員（斎藤光弘君） これがもともとお寺さんが所有していた土地なのですけれども、戦後の農地解放のときに〇〇さんのほうで権利取得して田んぼにしていたので

すけれども、イノシシの被害とか、機械がお寺の参道を通らないと入れないというので、ちょっともうコンバインも3条ぐらいでないといけない状態で、獣害とかもひどくて、あと、山のほうの湧き水等のほうの水利も悪くなりまして、田んぼをやめたところに、お寺に返したいということだったのですけれども、農地ということでお寺に返せないということで、取りあえず花木としてイチョウを植えていたということなのですけれども。その件で、農業委員会のほうから転用の届出という通知が毎年行っていたのですけれども、それで今回雑種地に変更して龍雲寺に戻すという形で申請が出てきたと思います。

○2番（赤坂正弘君） 1つだけいいですか。

○会長（渋谷福重君） 2番。

○2番（赤坂正弘君） イチョウを植えるのは、畑に植えるというのはどこでもやっているところありますけれども、地目変更というのは、雑種地にする場合は、周りの人は問題なかったのでしょうか。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 周りには何もありません。

○2番（赤坂正弘君） そうですか。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） はい。周りに影響が出るようなものは一切ありません。

○7番（八島富一君） これ、けちつけるわけでないのだけれども、男イチョウなら問題はないけれども、女イチョウを植えるとすれば、商売なのか、結局実を売るとかね。ただ単に観賞用にこれ植えてあれするのだから何だか。それと、イチョウは落ちたらとてもではないけれども猿も寄りつかないくらいすばらしいから、それを狙ってやっているのなら、それも、まあ分からないけれども、周りの同意、これだけ植えれば、うーん、どうかなと思うけれども。

○会長（渋谷福重君） どうですか、齋藤委員、今の意見に対して。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 植えたイチョウの木というのが、もともと街路樹に使われていたやつで、どうやら木が雄らしいのですよ。雌はお寺の境内にある樹齢何百年だかの1本だけです。多分雄だと思います。実がなっているのは見たことないので。

○3番（佐藤武君） もともと役場の前のところの向こう側に、国道4号線の向こう側に立っていた、街路樹として立っていたイチョウの木なのです。だから、実はつきませんので。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号2番の件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当の松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 5月1日に、事務局1名と確認しました。

何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号1番から25番までの案件に関して、2番の赤坂正弘委員、8番、佐藤浩信委員、私、渋谷が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に関しては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第4号で議事参与の制限に該当しない案件についてを審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号で議事参与の制限に該当しない案件について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の議事参与に該当しない案件につきましては、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号の受付番号19番、24番から25番の案件についてを審議します。

2番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔2番 赤坂正弘委員退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 議事参与に該当する案件について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号19番、24番から25番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の受付番号19番、24番から25番までの案件について、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

2番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔2番 赤坂正弘委員入室〕

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号の受付番号2番、4番から9番、11番から15番及び21番の案件について審議します。

8番、佐藤浩信委員は退席をお願いします。

〔8番 佐藤浩信委員退室〕

○会長（渋谷福重君） それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 議事参与に該当する案件について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） ごございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号2番、4番から9番、12番から15番及び21番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の受付番号2番、4番から9番、12番から15番及び21番までの案件について、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

8番、佐藤浩信委員の退席を解きます。

〔8番 佐藤浩信委員入室〕

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号の受付番号16番の案件についてを審議します。

私、渋谷福重が退席しますので、議長を八島職務代理と交代いたします。

〔1番 渋谷福重委員退室〕

○会長職務代理者（八島富一君） 議長を交代いたしました。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 議事参与に該当する案件について説明

○会長職務代理者（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の質問を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長職務代理者（八島富一君） なしの声があります。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号の受付番号16番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適切であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○会長職務代理者（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の受付番号16番の案件について、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することと決定いたします。

1番、渋谷福重委員の退席を解きます。

〔1番 渋谷福重委員入室〕

○会長職務代理者（八島富一君） 議長を渋谷福重会長と交代いたします。

○会長（渋谷福重君） 議事についてはこれで終了とします。

6 その他

（1）国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集状況について

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に入ります。

国見町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【農業委員、農地利用最適化推進委員の募集状況についてご説明】

(2) 国見町農業委員候補者評価委員会運営要綱の一部改正について

○会長（渋谷福重君） では、(2) 国見町農業委員候補者評価委員会運営要綱の一部改正についてを事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【国見町農業委員候補者評価委員会運営要綱の一部改正について説明】

(3) 次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、(3) 次回以降の総会日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） ご説明いただきました。

13日、14日、18日ということで案が出されています。

○8番（佐藤浩信君） 17日か18日にしてもらいたい。

○会長（渋谷福重君） では、7月の予定は18日、決定してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局 次回もよろしいですか、同じ時間で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局 では、7月は18日火曜日、同じ1時半からこの会場でやりたいと思います。よろしくをお願いします。

○会長（渋谷福重君） 7月の日程が決まりました。

それでは、産業振興課長から何かありましたらお願いいたします。

○産業振興課長（佐藤智昭君） 【地域計画目標地図の策定について説明】

○会長（渋谷福重君） 大変な事業が待っているもので、大変ですけれども、皆さん、いろいろ頑張っておりありがとうございます。

最後に、出席農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○会長（渋谷福重君） なければ、本会議を閉じます。

ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和5年5月17日

国見町農業委員会議長 (会長) _____ (印)

会長職代理人 (7番委員) _____ (印)

議事録署名人 (3番委員) _____ (印)

議事録署名人 (8番委員) _____ (印)

会議書記 (事務局長) _____ (印)